

庄内町告示第64号

令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における総合的な地産地消及び6次産業化を推進し、並びに地場産農産物の供給、消費の拡大及び食育運動の展開を図るため、関係機関団体と食育及び地産地消に関する推進事業（次条において「事業」という。）を行う庄内町食育・地産地消推進協議会（次条及び第6条において「協議会」という。）に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、協議会が実施する事業に要する次に掲げるものとする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 事務等経費
 - イ 宣伝広告費
 - ロ 雑役務費
 - ハ 消耗品費
 - ニ 研修費
 - ホ 備品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、6万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 規則第5条に規定する交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金について、令和7年度庄内町食育・地産地消推進協議会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口 座 番 号			
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			